

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (2022年1月改訂版)
(保育所等) 幼保連携型認定こども園

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和4年12月1日～令和5年3月25日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	学校法人三星学園 やなぎさわ幼稚園・保育園 ガッコウホウジン サンセイガクエン ヤナギサワヨウチエンホイクエン		
所 在 地	〒278-0006 千葉県野田市柳沢83		
交通手段	東武アーバンパークライン 愛宕駅徒歩19分、清水公園駅徒歩26分		
電 話	04-7125-5630	FAX	04-7121-0168
ホームページ	https://sansei-gakuen.com/		
経営法人	学校法人 三星学園		
開設年月日	令和2(2020)年4月1日		
併設しているサービス	病児保育、一時預かり保育、子育て支援事業(園庭開放) 隣地に柳沢なないろ保育園・柳沢くる保育園を設置		

(2) サービス内容

対象地域	野田市							
定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定			9	32	36	43	120
	2・3号認定	6	15	15	28	24	17	105
	合計	6	15	24	60	60	60	225
敷地面積	8071.65㎡			保育面積		4784.21㎡		
保育内容	0歳児保育	障害児保育	延長保育	夜間保育	休日保育			
	病児保育(体調不良型)	一時保育	子育て支援					
健康管理	年2回…内科健診、年1回…歯科健診、月1回…身体測定							
食事	自園給食							
利用時間	開園時間 7:00～19:00 教育時間 9:00～14:00 保育標準時間 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 保育短時間 8:30～16:30 延長保育 7:00～8:30 16:30～19:00 (土曜日は16:30～18:00)							
休 日	日曜日、国民の祝日、年末・年始(12月29日から1月3日)							
地域との交流	柳沢小学校との交流、地域行事への参加							
保護者会活動	なし。2023年度から体制を変えて再開予定							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	30	21	51	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	44	1	1(外部委託)	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		(外部委託)	2	
	育休			
	4			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	1号児：園に直接、2号児・3号児：市役所保育課		
申請窓口開設時間	1号児 7：00～19：00の開園時、2号児・3号児 市役所開庁時		
申請時注意事項	書類・面接等あり		
サービス決定までの時間	1号児：場合に応じる 2号児・3号児：市役所が決定通知		
入所相談	随時受付		
利用料金	別紙参照（重要事項説明書・利用契約書）		
食事料金	1号児（主食費）1,100円 （副食費）3,400円 2号児（主食費）1,500円 （副食費）6,000円 3号児は保育料に含まれる		
苦情対応	窓口設置	相談・苦情解決責任者：園長 渡辺 浩之 相談・苦情受付担当者：総主幹保育教諭 齋藤祐美子	
	第三者委員の設置	加藤 祐希（学校法人加藤学園） 柳内 和幸（学校法人叡智学園）	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>「一人ひとりを大切に、心身ともに健やかでたくましく生きる力を育てる」</p> <p>やなぎさわ幼稚園・保育園では、子どもたち一人ひとりが主役であるという理念のもと、集団保育と個別保育の両面を大切に教育・保育を行っています。画一的なカリキュラムにとらわれず、一人ひとりに合わせたアプローチカリキュラムを用い、一人ひとりの強みや創造性に着目しながら、子どもたちの人生の基盤となる力を育てます。</p>
特 徴	<p>やなぎさわ幼稚園・保育園は、千葉県野田市内にある定員225名の幼保連携型認定こども園です。当園は野田市の中心に位置し、近隣には市役所や文化会館、警察署や病院、小学校などがあります。市内一の広い園庭をのびのびと走り回り、自然の中で虫を探したり、花や実を集めたりと、子ども一人ひとりが自分のペースで遊び、探求心を満足させることのできる環境を整えています。保育教諭をはじめ、看護師、栄養士、運転手など多くの人的環境で子どもに関わり、多角的に子どもを理解し共に育ちあう、支えると共に、外部講師による英会話教室・体育教室・リトミックを実施し、人生の基盤を培う幼少期に豊富な人材との出会いを用意しています。</p> <p>また、認定こども園として、各種預かり保育・延長保育・未就園児親子教室や園庭開放など多様な子育て支援に取り組み、アプリを用いての当日までの予約が可能であるなど、地域の皆様にも開かれた園を目指しております。</p>
利用（希望）者 へのPR	<p>平屋づくりの新しい木造の園舎と地域NO.1の広大な園庭を活用し、子どもたちに最良の環境を整え、子ども主体の保育を目指して職員も日々学んでいます。</p> <p>すべての子どもは伸びる可能性（輝き）をたくさん秘めています。その力が自然と発揮できるよう、園児一人ひとりと丁寧にかかわり、子どもたちが主体的に園生活を送る中で自分で考えたり、やってみることの中から将来、社会で活躍する基礎を身につけていきます。</p> <p>おともだちとのケンカも、失敗もたくさんのすり傷も今この時を精一杯生きる子どもたちの大切な財産となります。げんきっこ、あつまれー！</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1. 総合的な子ども・子育て事業展開による福祉の向上への寄与 <p>園の運営法人は当こども園を核に、園隣接地に企業主導型及び小規模保育事業の保育園も設置している。加えて、同地に児童発達支援と病児・病後児保育の施設整備を進めている。当園の園庭の整備も更に進行中で在園児の体力向上などが充実するほか、子育て広場事業など子育て支援事業も一層豊かさをもつことが期待される。当園と共に総合的・一帯的な子ども・子育ての機能が集積され、法人の理念や方針がますます理想に近づく形で具現化する。このことは利用者ばかりか、地域社会全体の福祉の向上に寄与するものであり称賛し期待したい。</p>
2. 広い園庭や明るい園舎など保育環境の整備 <p>園は市内一広いという園庭、開放感あふれた明るい園舎等々恵まれた保育環境が整備されている。園庭は十分な運動場のほかにも大きな築山やボルダリング壁などが用意されている。園舎には中庭があり、乳児クラスの子どもたちが安心して三輪車あそびなどができる。保育室は温もりが感じられる木製の机やテーブルを設置し、幼児クラスでは、知育玩具遊びや廃品利用工作ができる。「ロングロード」と呼ばれる幅広の廊下にも椅子や机を置き制作・絵本など様々なコーナー遊びができる。遊戯室もあって巧技台による運動遊びが雨天でもできる環境が整っている。</p>
3. 探求心を育てる食育活動 <p>食育として、クッキングやもちつき体験をしたり、園庭の畑で、さつま芋を栽培している他、ピーマン・トマトなども栽培、子ども達にはどの野菜を栽培したいか個別に選択肢を与え、興味や主体性をもたせている。苗植え・稲刈り・脱穀体験で米の生産過程を学んだりもする。自分たちで収穫した野菜や新米を給食に取り入れ、自然の恵みの感謝や喜びも味わえる。防災食のアルファ米も賞味体験をしている。様々な体験や学びによって興味や探求心を育てようと取り組んでいる。</p>
4. 地域子育て支援への貢献 <p>地域の子育て支援として園庭開放(全員)や未園児対象(0・1・2歳)の年齢別親子教室を月1、2回実施している。園庭開放やオープンスクールでは施設見学や親子体操などのイベント・育児・子育て相談も併せて実施している。コロナ禍でも園児や未就園児親子が集える場を提供し、笑顔で子育てを楽しんでもらいたいという園の想いは、「一人ひとりをたいせつに」の園の理念にも通じている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
1. 課題を踏まえた計画と検証できるスタイルの事業計画書 <p>法人の事業計画は各園を含めて総合的に策定されている。目標や今後取り組もうとしている事業施策が網羅されている。計画書としては完成度の高いものだが、その施策に取り組む理由となった背景など現状と課題が盛り込まれていると一層取り組むべき事項の説得性が高まる。さらに、実践後の状況を踏まえて検証できるように、更なる充実にもむけて取り組んでいただきたい。</p>
2. 利用者にわかりやすい利用料の提示 <p>当園は認定こども園として教育・保育の質の向上のために特定負担額を徴収している。重要事項説明書に細かく記載され、入園前に利用者の同意を得ているが、制度に明るくない利用者にとってはわかりにくい(例:実費徴収の教材費が施設充実費などと共に特定負担額表に記載されている)。認定区分毎に費用負担をまとめ、総額をつかみやすくするなど利用者が理解しやすい提示が望ましい。費用はトラブルの原因となりやすく、より丁寧な提示を考慮されるよう奨めたい。</p>

3. 保護者への園生活の様子の提供

0歳から2歳までは“れんらくアプリ”で毎日こどもの様子を配信しているが、3歳以上になると配信が減少しているようで、保護者から「園での様子を知りたい」との要望がある。園バス利用児の保護者は特に様子がわかりづらい。今後は動画配信の回数を増やしたりドキュメンテーションなどを工夫・検討したいとのことなので、保護者が益々楽しみになるような取り組みに期待したい。

4. 駐車場の安全対策

送迎時、駐車場は当園を利用する自動車に加えて隣接施設を利用する車も交差し、各施設と往復する親や子ども入り混じる。駐車場で保護者同士の談笑なども一部でみられるようで不安視する声もある。車両の出入りの整理、利用マナーの徹底、可能ならば送迎時間帯の誘導員の配置など安全対策を検討願いたい。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

【受診した結果】

当法人にとって、初めての第三者評価であった。例年、自己評価や関係者評価を行っていたが、記名式であったため、職員からも保護者からのあまり意見が出てこなかったが、今回は匿名性という条件であったからか、かなりの意見が出てきたことに大変驚いているとともに、幼保連携型認定こども園として開園して丸3年が経過するが、良い振り返りの機会になったと感じている。

【気づき】

自園の強みを知ることができたことが一番の良い点であったと感じる。広大で自然豊かな園庭、木のぬくもりあふれる園舎、総合的な子ども子育て拠点化については、他園と差別化できていると考えていたが、それが明確になった。

【今後の改善や抱負】

保護者に対しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響がとても大きいですが、幼稚園時代(=コロナ前)に比べ、心の距離ができてしまっていることに大きな反省を覚えた。そのため、上乗せ徴収について理解が難しい保護者の方も出てきたものだと思う。令和5年度以降のアフターコロナの世界では、保育参観の回数増加やドキュメンテーションによる保育の見える化が必須だと思いますので、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

職員に対しては、保育の方向性の共有ができていなかったことが一番の課題であると感じました。法人内の保育コンセプトを統一するために、コンセプトブックを作成し、全員に周知を図り、同じ方向性を向いて仕事ができるように進めて参ります。そうすることで、法人としての事業計画の意味合いも現場職員に伝えられるものと思っております。まだまだ、発展途上の園ですので、更なる高みを目指しながら、地域に求められ続ける園を目指してまいります。今後とも定期的なご指導のほどよろしくお願ひします。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	2	1	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	1	2	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	2
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	1	2
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行き、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	1
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	3	1
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	5	1
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
子どもの健康支援	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0			
	29 食育の推進に努めている。	5	0			
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				122	14	

保育所等 項目別評価コメント

3月22日版

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念と教育・保育方針は、園のパンフレット・ハンドブック・ホームページなどに記載されている。理念と方針は、園が目指す教育・保育について丁寧に説明されていて、児童福祉法や保育指針(認定こども園教育・保育要領)の基本原則に沿っている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 □ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「重要事項説明書」の閲覧ができるよう玄関入口付近に設置されている。同説明書には理念と基本方針が記載されている。同説明書やハンドブックは職員にも配付され、日常の会議や研修の機会に活用して職員に理念や方針を周知し共有化を図っている。しかし、学年やクラス会議など保育実践の中では理念・方針に照らした反省は充分とは云えない。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 □ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 □ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>パンフレットとハンドブックは資料としてわかりやすく作られていて、入園時に説明されている。しかし、保護者と理念と方針について実践面での話し合いはしていない。園だよりなどの広報誌が発行されているが、紙上で理念と方針を伝えたり、保護者に日常的な場で伝えたりはできていない。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 □ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 □ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>中期・長期的な見通しの中で事業計画が作成されている。年度計画には具体的な目標が記載されているので、事後評価が行える。事業の目標や実施事業が細かく示されているが、目標や事業に取り組む要因となる課題が明確にされていない。重要な課題は何かを明らかにした上で、組織的に取り組む事業を記載すると一層充実した計画となる。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> □ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 □ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は主に理事長や園長といった幹部職員によって策定されている。一般の職員の意見集約や計画策定作業への参画は充分ではない。計画については、職員に会議やチャットワークなどを通じて周知されている。事業計画について実施状況の把握や評価をあらかじめ定めた時期に行うには至っていない。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・方針を事業計画に記載し取り組む姿勢は明確だが、幹部職員の方向性の違いや流動性がやや見受けられる。具現化へ職員に一定補助を職員に支給し積極的に外部研修に参加できるように図っている。園では「自己評価」と「関係者評価」を実施するほか、“がんばっている先生”を職員が申告する仕組みを作り、保育の質向上や働き甲斐のある職場づくりに努めている。</p>	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の「行動規範」を作成して配付しているほか、セルフチェックリストを用いて順守すべき法令やプライバシー保護等にそった行動をできるように周知している。プライバシー保護については定期的に確認し、文書管理も徹底にむけて努めている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材の確保や育成など人事方針を事業計画に位置付けている。人事は園長の意見のもと理事長が決定するが、フロアリーダー・主幹職が学齢毎の幹部職員と連携して実行している。年度初めに職員の役割と権限を記載した文書を掲示し、評価の仕組みを作り実施しているが、必ずしも全容が職員に知られているとは言えない。結果については説明するようにしている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 □把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長と事務員が定期的に休暇管理をしている。チャットワークによって問題や相談を受けられるような仕組みを作り活用している。改善点を把握した場合は対応しているが、改善計画を立ててはいない。健診の受診や誕生日のほか、夏季休暇など特別休暇を設けたり、子育て中の職員には時短勤務や固定勤務など配慮している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員には外部研修・園内研修のほか、法人の運営する園の合同研修や体験保育など多彩な研修メニューが用意されている。職種や保育経験によって必要な研修を受ける機会を積極的に提供し、キャリアアップが図れるよう取り組んでいる。しかし、中長期の育成や個別の育成計画・目標は立てられていない。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者の人権や権利擁護に関して主に常勤職員を対象に研修を実施し周知に努めている。理念・方針にあるように、画一的ではない子どもの創造性や強みに着目した子ども主役の教育・保育となるよう努めている。虐待や不適切な対応については、学年・クラス・幹部職員で組織的な対応策を検討しマニュアルに反映させ、それをもとに虐待等の防止に努めている。虐待が疑われる場合の手順や連携機関に関してもマニュアルに明示されている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の取り扱いについて研修を実施し全職員に周知、重要事項説明書にも明記されている。マニュアルには情報開示や管理等も記載、だれでもいつでも見られるよう掲示し周知している。ホームページやブログなどに園児の写真等を掲載する場合を想定し、事前に保護者の個々の考えを聞き厳格に守られている。実習生へも情報の取り扱いに関してその都度研修を実施し、周知している。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 □把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では毎年1回、20項目にわたる評価アンケートを保護者に実施し、結果を誰でもいつでも閲覧できるよう玄関に掲示している。行事の際にも保護者にアンケート調査を行い、振り返りに役立てている。アンケート等によって把握した改善点については1つでも多く保護者へのフィードバックを期待したい。コロナ禍と言うこともあり保護者と保育士の間に壁を感じるという意見もあるが、5類への移行を機に一層、距離を縮める努力に期待したい。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 □保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情処理については重要事項説明書に第三者委員や責任者・担当者を明記し、周知している。玄関にも同様な掲示物があり、意見箱も常備されている。様々な問い合わせはアプリを活用して回答している。今回の第三者評価による利用者調査によると園に対する肯定的な記述が多数ある反面、要望事項も同程度あった。全職員がそれらをポジティブに受け止め対応が望まれる。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年1回、全職員に25項目からなる自己評価を実施。集計から教育・保育のねらい達成のための全体計画を作成し、子ども一人ひとりの発達や興味を把握して教育・保育に取り組んでいる。毎月のクラス会議や年3回の職員会議、その他、学年会議や主・副主幹会議等を通して振り返りを行い改善に努めている。自己評価を公表し、今回の第三者評価も公表予定であり、その責任を果たしている。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員には採用時から日常の業務、研修に至るまで業務手順書が明示されている。その他、防災、苦情対応、個人情報、事故対応、嘔吐処理、アレルギー対応等、必要なマニュアルが整備され、全職員に周知されている。これらのマニュアルはクラス会議や職員会議、主・副主幹会議で定期的に見直している。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>問い合わせ及び見学の対応は、パンフレットやホームページに明記している。週1回程度の園見学会や月1回園庭開放を実施するほか、6月・9月のオープンスクールでは親子体操、キッズサイエンス教室のイベントを実施し施設見学や育児相談も行っている。見学者用の資料を配布し、コロナ禍では感染対策に留意しながら1日5組、保護者1名・こども1名とし、10時から11時に主活動を見学してもらいながら説明をしている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園説明会ではハンドブックを配布。理事長、園長、主幹が教育・保育方針や内容および基本的ルール等を説明し、利用契約書や重要事項説明書に署名捺印をもらっている。入園後もこれらの説明内容を連絡アプリにアップし、いつでも確認できるよう工夫している。入園前親子面談では保護者の意向を確認し記録化している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>幼保連携型認定こども園の教育・保育において育みたい資質・能力と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、0歳児から5歳児の発達過程に沿った教育・保育の内容と子育て支援に関する全体的な計画を作成している。全体的な計画は理事長の素案をもとに園長・主幹の責任の元に職員と協力体制で作成され、年度末に見直しを行い次年度につなげている。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、年間・月案・週案の指導計画を作成している。指導計画には養護、教育及び保育のねらい、活動内容、予想される子どもの姿、環境設定、配慮事項、評価・反省等を記載し、園長、主幹、副主幹が確認をしている。行事後は保護者アンケートを実施し振り返り、改善に努めている。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>広い園庭や中庭、ウッドデッキやゆったりとした保育室があり、雨の日も遊戯室や幅広廊下に巧技台を設置するなど、のびのびと遊べる環境が整備されている。乳児クラスでは職員手作りおもちゃで手先指先の発達を促し、幼児クラスでは知育玩具や空き箱・トイレトペーパーの芯などの素材が用意され自由に遊べるコーナーを設置している。保育者は子どもに肯定的な言葉かけをし、子どもの自由な発想を認め主体性を育てよう指導している。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭で虫を探したり、野菜栽培の畑やウサギ小屋があり動植物に触れる機会がある。散歩では挨拶をしたり、交通ルールを学んでいる。消防署見学や警察による交通安全指導、園バスで動物公園や近県の大公園に行くなど社会体験を得ている。保育室には絵本の『うさぎのワンピース』を題材とした子ども達のカラフルな作品が飾られ、雪の日に雪だるま作りや、雪をお皿に入れ感触を楽しんでいた様子が見受けられた。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>トラブル発生時の対応は乳児クラスでは、保育者が子どもの気持ちに共感し代弁している。幼児クラスになると相手の気持ちを理解し我々もできるようになるので見守り、解決の糸口が見つけられるよう助言している。延長保育や預かり保育のほか、合同保育では5歳児クラスと1歳児クラスの子どもたちが、冬至に足湯(ゆず湯)のお風呂屋さんごっこ遊びを通して友達と協同で下の子の面倒をみるなど日々異年齢の交流が行われている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 □個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもや3歳児未満の子どもには個別指導計画を作成し、一人ひとりの特性に配慮した環境構成や配慮事項を細かく記録し教育及び保育をしている。障害児教育の研修はオンライン研修で受講した。保健センター、市の保健課や民間の療育機関、医療機関と連携し、保護者とは個人面談で情報を共有している。法人では、療育施設を同敷地内に開設する計画がある。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>引継ぎはシートに記入し情報を共有、早朝や遅い時間には、必ず常勤職員がつくようシフトを組んでいる。眠くなった時はコートを設置し、遊びやおもちゃの提供はコーナーに分けて異年齢同士のトラブルに配慮している。預かり保育ではおやつや飲み物、18時以降は捕食(ビスケット等)を提供し水分補給やスキンケアをとるなど安心・安定して過ごすことに配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>送迎時の会話や電話、連絡帳アプリによって情報交換している。保育参観・個人面談・懇談会などの機会を設け記録もしている。個人面談は年度初め全園児に実施し記録している。就学に向けて、近隣の小学校見学で1年生と交流したり「ユニクロ服プロジェクト」に協力、避難訓練で小学校へ行く機会がある。また、幼保小連絡会議で情報共有や相互理解を図っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者から毎日「れんらくアプリ」で体温・こどもの様子・諸連絡等を知らせてもらっている。登園時の視診に始まり、保育中は保育者や看護師で健康観察を行っている。定期健診の結果は「お知らせ用紙」で保護者に知らせている。毎月の身体測定結果は当日にアプリで保護者に報告。また、年度末には看護師が成長曲線シートを作成し保護者に提供している。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>教育・保育中に体調不良等が発生した時は保護者に連絡、応急手当や処置をし、必要に応じて動画や写真を撮影して看護師・園長等が病院に連れて行く。感染症マニュアルを整備し、感染症発生時はアプリで病名・症状や注意事項等を保護者に知らせている。また、全園児の病欠理由を確認し、サーベイランスに入力し統計を取っている。子ども達には、手洗い指導・咳エチケットなどを紙芝居でわかりやすく指導するなど疾病と感染症予防に努めている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じて、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>給食は自園調理(事業委託)で提供している。調理室は透明ガラスの窓で調理の様子が見ることができる。クッキング体験や園庭の畑で育てた野菜を収穫し給食に取り入れることで、食材や調理する人への感謝の気持ちを育てている。アレルギー児に関しては、主治医の指示書に基づき献立を作成し、必要に応じて栄養士や看護師同席で保護者と面談している。給食は除去食対応で、別トレーや色別食器等で提供し誤食しないよう配慮している。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室には温度湿度計や空気清浄機を設置し、換気を頻繁にするなど環境を適切に管理している。玩具は毎日消毒し、布製のは週末に洗濯したり紫外線消毒器で殺菌している。室内外の清掃や環境整備は担当職員が行い、チェック表で管理している。看護師による年齢に適した「手洗い教室」の実施や、手洗いの仕方の写真を洗面台の壁に掲示、ペーパータオル使用や手指消毒などで衛生管理に努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故防止・事故対応マニュアルを整備し、事故防止のため日常的にチェックしている。ヒヤリハット報告書を作成し、ヒヤリハットの事例を集計したり事故報告書を作成、再発防止の分析は、事故対策会議を実施し議事録を職員間で共有している。不審者対策として玄関前はインターホンで確認し電子錠を開錠する。防犯カメラを設置して職員室のモニターで常時監視できる。警備会社とも連携し通報できる体制になっている。保護者には「れんらくアプリ」で不審者情報を配信している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園は土地が比較的高い場所にあるので、地震や火災・不審者を想定した訓練を定期的に行い、その都度対応マニュアルを確認している。保護者の協力の下での引き渡し訓練、消防署員に立ち会っての訓練をして、万一に備えている。迎えに来られない場合の対応や職員の安否確認、帰宅できない職員への対応についても周知している。食料・飲料水の備蓄や発電機等も備えている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子育ての悩みを共有しようと「べびぼしクラブ(0歳親子)」、親子のふれあいを大切にする「きらぼしクラブ1歳親子」、こども園の探検「こぶしランド(未就園児親子)」と園庭開放を月1回程度開催、こども園入園準備の2歳児親子「ふたぼしクラブ」は月2回程度行っている。玄関に子育て支援に関するパンフレット類を置き、提供している。コロナ禍前は小学校や社会福祉施設との交流をしていたので、時季をみての再開などに期待したい。</p>		